

JALUX グループ行動指針

この指針は、「JAL グループ行動規範」に準拠し、その精神を実践していくため、JALUX グループの事業内容に則した具体的なガイドラインを示すものです。

「幸せづくりのパートナー」の企業理念に基づき、良き企業市民として、その社会的責任を認識し、高い倫理観をもって、常に社会とお客様にご満足いただける商品・サービスを提供し、広く社会に貢献し得る企業グループを目指します。

私たちは、こうした理念のもと、以下の指針に則って行動します。

1. 法令等の遵守

- ・ 国の内外を問わず、関係法令、国際ルールを遵守するとともに、社会的良識をもって誠実な行動をとります。

2. 安全な商品・サービスの提供及び適正な取引

- ・ 社会的に有用な商品・サービスを安全性に充分配慮して開発、提供し、お客様及び取引先の信頼獲得に努めます。
- ・ 独占禁止法等の関係法規を遵守し、公正、透明、自由な競争原理に基づいた適正な取引を行います。

3. 貿易に関する国際的な取決めの遵守

- ・ 貿易に関する各種条約・各国諸法令等を遵守し、適切な輸出入手続きを行います。
- ・ 安全保障貿易取引については、法令遵守はもとより、世界の平和と安全維持のため国際的な配慮をも勘案して、慎重に取引を行います。

4. 取引先との公正かつ透明な関係

- ・ 取引先に対しては、常に誠実で公正な対応を心掛け、強固なパートナーシップを樹立・維持することにより、お互いの健全かつ持続的な発展に努めます。
- ・ 贈答・接待については、社会通念上妥当な範囲内とします。
- ・ 国の内外を問わず、公務員又はこれに準ずる関係先との取引においては、関連する法令等を遵守し、健全かつ正常で透明な関係を維持します。

5. 情報の開示及び管理

- ・株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、社会通念上企業秘密と認められるものを除き、企業情報を積極的かつ公正に開示します。
- ・会社の秘密情報、個人情報及び顧客情報を厳重に保護・管理するための責任体制を確立するとともに、社員の啓発を図り、情報保護管理の意識を徹底します。
- ・他社(他者)の秘密情報の不正な取得・使用や知的財産権侵害に該当する行為は行いません。
- ・株式等の不公正取引(インサイダー取引)は行いません。

6. 人権の尊重

- ・人権を尊重し、あらゆる差別・セクシャルハラスメントを行いません。

7. 反社会的勢力の遮断

- ・反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な問題解決を図ることなく、毅然とした態度で対応します。
- ・反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行いません。

8. 社会貢献や環境問題への取り組み

- ・積極的に社会活動に参加し、社会の発展に貢献します。
- ・国際社会においては、現地の文化や慣習を尊重し、その発展に貢献する経営を行います。
- ・環境問題への取り組みは、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動します。

9. 周知徹底・率先垂範

- ・JALUXグループの経営者は、社員の人格、個性を尊重するとともに、自由闊達で創造性の発揮できる企業風土を醸成します。
また、この指針の精神の実現に努め、周知徹底を図るとともに、自ら率先垂範して実効ある社内体制の整備を行います。

万一、この指針に反するような事態が発生した場合には、経営者自らが問題解決にあたり、原因究明・再発防止に努めます。

附 則

1. この指針の適用範囲

この指針は、JALUXグループ(海外現地法人、駐在員事務所を含む)のすべての役社員、嘱託、派遣社員及び臨時雇用者に適用します。

2. この指針の制定及び改廃

この指針の制定及び改廃は、事業品質向上委員会にて審議、決定するものとします。尚、海外現地法人・駐在員事務所においては、この指針の趣旨を踏まえ、当該国・地域の法制等に基づき、必要に応じ独自に細則を制定するものとします。

3. 問い合わせ・報告窓口

- ・この指針の内容や解釈について疑義を生じた場合の問い合わせ窓口は、事業品質向上委員会事務局とします。
- ・この指針に違反した行為又は違反するおそれのある行為が行われていることを知った場合、速やかに上司又は事業品質向上委員会事務局に報告します。
- ・会社は報告者に対し、報告したという事実により不利益を被ることのないよう最善の注意を払います。

4. 罰則

この指針に違反する行為をした者やこの指針の違反を放置した者については、その内容・程度によって、就業規則その他の社内規程に基づき処分するものとします。

以 上